

<在宅人工呼吸器患者への災害時支援について>

	項目	関係課等	令和2年度の現状	課題および対応	令和3年度以降の方向性（案）
1	人工呼吸器使用者の情報共有	保健予防課、保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課	在宅人工呼吸器使用者の現状把握	関係課における情報共有のための体制整備	リスト作成時および更新の時期に情報の共有を徹底
2	「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画」の作成	保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課	保健センターでは、主に神経難病で常時人工呼吸器を使用している方、常時吸引している方について、患者・家族の同意のもと関係機関（主治医・保健センター訪問看護、在宅支援センター等）と連携しながら作成	・一部未作成の対象者がある。 ・地震だけでなく風水害の災害にも対応できる個別支援計画を作成（更新）していくことが必要。（※令和2年7月に東京都の個別支援計画が改定）	・関係課で個別支援計画に必要となる情報を共有しながら、未作成者に対する個別計画を速やかに作成（計画の見直しを含む）。 ・病状の変化など、支援計画の変更等について区と関係支援機関における連携を強化。
3	人工呼吸器使用者に対する支援の優先度の設定	保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課 防災課	検討	2019年台風19号接近に際して、個別支援計画の情報をもとに、医療機器を使用している方・家族の状況、バッテリーの持続時間や発電機の状況について、現状の把握を実施。	・安否確認については、家族または訪問看護ステーションなど日頃から関わりのあるスタッフが支援できるよう検討。 ・必要な支援につなげるための連絡手段について定期的に点検、確認を行う。
4	人工呼吸器使用者への安否確認の方法	保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課	個別支援計画作成時に本人・家族と関係機関で共有（訪問・電話・FAX等）		
5	人工呼吸器使用者情報の医療機関（病院）との情報共有	保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課 各医療機関	本人同意のもと、災害時個別計画作成時に医療機関とも情報を共有	平常時から避難が必要になった場合の避難先の確認方法や連絡方法の確認が必要	区および関係機関と連携を図り、個別支援計画の共有のもと、支援計画を実行的なものとしてできるよう定期的に見直しを図る。
6	避難行動要支援者名簿の登録	保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課 防災課	保健センターでは、主に神経難病で在宅呼吸器使用者・常時吸引器を使用している方を登録	災害時に、在宅避難（在宅療養）を継続するか避難（避難所または病院など）を行うかの判断基準について整理が必要	今後の避難所の体制整備と合わせ、避難所等への避難のあり方や在宅避難継続に関する判断基準について検討。
7	人工呼吸器、発電機の備えについて	保健センター 高齢者福祉課、障害者福祉課 防災課	①東京電力パワーグリッド株式会社への患者登録 ②東京都の在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備事業について周知および普及啓発。	災害時に非常電源の提供を必要とする要配慮支援者の現状把握	・平常時から患者、家族、支援関係者と停電対策や予備電源の確保に関する備えについて情報を共有。 ・福祉避難所等における災害時の電源確保（避難者のうち医療機器使用者への提供）のあり方について検討。

<難病の方への災害時支援について>

	項目	関係課等	令和2年度の現状	課題および対応	令和3年度以降の方向性（案）
1	災害時の備えについての啓発・情報発信	保健センター 防災課	「難病患者・ご家族の方へ」の案内に災害時の備えに関する項目を追加	大災害発生時には、当事者による自助や近隣住民による互助・共助によらざるを得ない場合があること、平常時から準備しておくことの必要性についての啓発の推進（または必要となる支援の検討）。	「難病患者・ご家族の方へ」の案内に災害時の情報リスト（避難情報気象情報など）やそのほか必要な項目の追加を検討。
2	要配慮者への避難体制について	福祉部関係課 保健センター 防災課	避難所の受け入れ体制や在宅避難時の支援についての確認	福祉避難所の数が不足している現状をふまえ、福祉避難所のさらなる確保のための協定を進めていく方向性で計画。	・関係法人や支援機関等との協定や連携の強化を図り、避難所の体制を整備。 ・在宅避難者について行政としての支援方法等を検討。